墨田区職員定数条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	〔同左〕 第2条 〔同左〕
区長等の事務部局の職員 1,944人 幼稚園の園長及び教員 21人 合計 1,965人	区長等の事務部局の職員 <u>1,964人</u> 幼稚園の園長及び教員 21人 合計 <u>1,985人</u>
2 · 3 〔略〕	2 • 3 〔略〕

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。